

## 中期計画対比表

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人統計センター中期計画</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項に基づき、独立行政法人統計センターの平成20年度から平成24年度までの5年間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人統計センター中期計画</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項に基づき、独立行政法人統計センターの平成25年度から平成29年度までの5年間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p>	
<p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 業務運営の高度化・効率化に関する事項</b></p> <p>(1) 能力、技術、調査別・工程別投入量、コスト構造等を分析し、当該分析結果を年度計画における目標に反映する等のPDCAサイクルの有効な活用により、計画的に業務運営の高度化・効率化を推進する。</p>	<p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 業務運営の高度化・効率化に関する事項</b></p> <p>(1) 能力、技術、調査別・工程別投入量、コスト構造等を分析し、当該分析結果を年度計画における目標に反映する等のPDCAサイクルの有効な活用により、計画的に業務運営の高度化・効率化を推進する。<u>その際、ABC/ABMを基礎としたコスト管理を行う。</u></p>	
<p>(2) 「<u>独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画</u>」の実施等により、<u>業務経費及び一般管理費（運営費交付金の総額から退職手当を含む人件費及び周期統計調査に係る経費を除いたもの）</u>について、新規追加、拡充部分を除き、期末年度（平成24年度）までに、前期末年度（平成19年度）の該当経費相当に対する割合を85%以下とする。</p>	<p>(2) 業務経費及び一般管理費（電子計算機借料、庁舎維持管理費等の所要額計上を必要とする経費、製表業務アウトソーシング等推進経費及び周期統計調査に係る経費を除く。）について、新規追加、拡充部分を除き、期末年度（平成29年度）までに、前期末年度（平成24年度）の該当経費相当に対する割合を85%以下とする。</p>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p>(3) 「<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律</u>」（平成18年法律第47号）及び「<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</u>」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、<u>国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行い、平成23年度末の常勤役職員数を平成17年度末の常勤役職員数（912人）の92.6%以下にするとともに、業務量及びコストの分析を踏まえ、期末（平成24年度末）の常勤役職員数を前期末（平成19年度末）の94%以下とする。</u></p>	<p>(3) <u>既存業務に係る効率化の取組を行い、国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行うとともに、更なる人員の削減の取組を行うこととし、総務大臣からの中期目標等による指示に基づき新たに対応が必要となる業務に係る人員を除き、期末（平成29年度末）の常勤役職員数を前期末（平成24年度末）の8割以下とする。なお、新たに対応が必要となる業務に係る人員を含めた期末の常勤役職員数は前期末からの純減を図る。</u></p>	<p>次期中期目標期間における組織体制等については、業務運営の高度化・効率化に取り組むとともに、スリム化・合理化の工程表となる計画を具体的な数値を盛り込んだ上で策定し、不断の見直しを実施するものとする。</p>
<p>(4) 役職員の給与について現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表する。</p>	<p>(4) 役職員の給与について現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表する。</p>	
<p>(5) <u>大規模周期調査の符号格付業務について民間開放等を積極的に推進する。特に、平成21年全国消費実態調査について民間開放を推進するとともに、同調査の民間開放の実施状況等も踏まえ、平成22年国勢調査における符号格付業務について、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を行う。</u></p>	<p>(5) <u>製表業務の民間委託は、調査票の受付整理、分類符号の格付等の業務において、厳格な秘密の保護、統計に対する国民の信頼の確保、統計の品質の維持・向上及び委託業務の適切な管理監督を図った上で、積極的に実施する。民間委託を行う具体的な統計調査及び業務内容については、毎年度の年度計画において明らかにする。</u>  <u>民間委託に当たっては、オートコーディング（調査票の記入内容の統計分類符号への格付に係るソフトウェアによる支援をいう。以下同じ。）システムなどの情報通信技術の活用や期間業務職員の活用等に係るコストと民間委託に係るコストを分析・比較の上、民間委託の方が効率的である場合には、民間委託を徹底するものとする。</u></p>	<p>製表業務の民間委託に関する基準・方針や民間委託する業務範囲等を次期中期目標等に明記し、民間委託を積極的に実施するものとする。          なお、製表業務の民間委託に当たっては、オートコーディングシステム（符号格付業務の自動化）などのICTの活用や期間業務職員の活用に係るコスト</p>

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
		と民間委託に係るコストを分析・比較の上、民間委託の方が効率的である場合には、民間委託を徹底するものとする。
<p>(6) 符号格付、データエディティング、結果表審査等の業務について、情報通信技術を積極的に導入・活用することにより、生産性を向上させ、業務運営の高度化・効率化を <u>図る</u>。</p>	<p>(6) 符号格付、データエディティング、結果表審査等の業務について、情報通信技術を積極的に導入・活用することにより、生産性を向上させ、業務運営の高度化・効率化を <u>推進する</u>。</p>	
<p><b>2 効率的な人員の活用に関する事項</b></p> <p>(1) 効率的な製表業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展を図るため、研修等により職員的能力開発を行うとともに、必要に応じ、研修体系の見直しを図る。</p>	<p><b>2 効率的な人員の活用に関する事項</b></p> <p>(1) 効率的な製表業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展を図るため、研修等により職員的能力開発を <u>積極的に</u> 行うとともに、必要に応じ、研修体系の見直しを図る。</p>	
<p>(2) 業務の性格に応じた機能的な組織体制の整備や人員の重点的配置を行うことにより能率的な業務運営を確保する <u>とともに、総務部門、管理・企画部門については、業務内容及び業務体制の見直しを行い、組織のスリム化を推進する。</u></p> <p>また、製表部門については、<u>民間開放や非常勤職員・派遣職員等の積極的活用、業務の集約、意思決定の簡素化等の業務プロセスの見直し等により効率化を図るとともに、職員を新たな業務も含めた中核的業務に重点配置する。</u></p>	<p>(2) 業務の性格に応じた機能的な組織体制の整備や人員の重点的配置を行うことにより能率的な業務運営を確保する。</p> <p><u>統計センターの組織は、機能別に総務部門、管理・企画・審査部門、製表部門及び情報部門からなっているところ、このうち製表部門以外の部門については、業務内容及び業務体制の見直しを行う。</u></p> <p>また、製表部門については、<u>1（5）に基づき民間委託を積極的に実施すること等により製表部門の常勤職員数の合理化を図るとともに、各業務における人員配置を適正に実施する。</u></p>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p><b>3 業務・システムの最適化に関する事項</b>  「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」<u>を着実に推進する。</u></p>	<p><b>3 業務・システムの最適化に関する事項</b>  「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」<u>に掲げられた理念を踏まえ、引き続き業務運営の一層の効率化を行うために必要なシステムの整備を費用対効果に留意しつつ行う。</u></p>	
<p><b>4 随意契約の見直しに関する事項</b>  (1) 「<u>公共調達</u>の適正化」(平成18年8月25日財計第2017号)を踏まえ、及び「<u>独立行政法人整理合理化計画</u>」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、独立行政法人統計センターが策定した「<u>随意契約見直し計画</u>」<u>を着実に実施し、</u>契約内容の公開及び随意契約の見直しの徹底を図り、業務運営の一層の透明性の確保と効率化を図るとともに、毎年度その取組状況について公表する。</p>	<p><b>4 随意契約等</b>の見直しに関する事項  (1) 契約内容の公開、随意契約の見直し <u>及び一者応札・一者応募の改善</u>の徹底を図り、業務運営の一層の透明性の確保と効率化を図るとともに、毎年度その取組状況について公表する。</p>	
<p>(2) 監事による監査において、入札・契約の内容についてチェックを受ける。</p>	<p>(2) 監事による監査において、入札・契約の内容についてチェックを受ける。</p>	
<p><b>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項</b>  (1) 次に掲げる総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総</p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項</b>  (1) 次に掲げる総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総</p>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p>務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国勢調査</li> <li>② <u>事業所・企業統計調査</u></li> <li>③ 住宅・土地統計調査</li> <li>④ 就業構造基本調査</li> <li>⑤ 全国消費実態調査</li> <li>⑥ 全国物価統計調査</li> <li>⑦ 社会生活基本調査</li> <li>⑧ <u>経済センサス</u></li> <li>⑨ 労働力調査</li> <li>⑩ 小売物価統計調査（消費者物価指数）</li> <li>⑪ 家計調査</li> <li>⑫ 個人企業経済調査</li> <li>⑬ 科学技術研究調査</li> <li>⑭ サービス産業動向調査</li> <li>⑮ 家計消費状況調査</li> <li>⑯ 住民基本台帳人口移動報告</li> </ul>	<p>務省が定める基準に基づいて <u>適切に</u> 事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。</p> <p><u>その際、調査票の記入不備の増加、オンライン調査の導入・拡大等に伴い、新たな対応を要する業務に適切に取り組む。</u></p> <p><u>また、符号格付業務においてオートコーディングシステムを適用する場合は、格付率及び正解率等の定量的な目標を年度計画で明らかにするとともに、業務の効率化と品質の維持向上を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国勢調査</li> <li>② <u>経済センサス（基礎調査及び活動調査）</u></li> <li>③ 住宅・土地統計調査</li> <li>④ 就業構造基本調査</li> <li>⑤ 全国消費実態調査</li> <li>⑥ 社会生活基本調査</li> <li>⑦ 労働力調査</li> <li>⑧ 小売物価統計調査（消費者物価指数）</li> <li>⑨ 家計調査</li> <li>⑩ 個人企業経済調査</li> <li>⑪ 科学技術研究調査</li> <li>⑫ サービス産業動向調査</li> <li>⑬ 家計消費状況調査</li> <li>⑭ 住民基本台帳人口移動報告</li> </ul>	<p>オートコーディングシステムについては、次期中期目標期間においては、各調査に対する格付率だけでなく、正解率についても目標として設定するものとする。</p>

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p>(2) 上記(1)に掲げる統計調査のほか、新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても、既存業務の実施状況を勘案しつつ総務省が定める基準に基づいて事務を進める。</p>	<p>(2) 上記(1)に掲げる統計調査のほか、新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても、既存業務の実施状況を勘案しつつ総務省が定める基準に基づいて <u>適切に</u> 事務を進める。</p>	
<p><b>2 受託製表に関する事項</b></p> <p>(1) 次に掲げる統計調査等について、国の行政機関からの委託を受けて委託者が明示する基準に基づき製表業務を行うほか、総務省が国勢調査等の集計の一環として指定する地方別集計、人事院及び財務省による家計調査の特別集計、人事院による全国消費実態調査の特別集計について、地方公共団体並びに人事院及び財務省の委託を受けて委託者が明示する基準に基づきこれらに係る製表業務を行う。受託製表を行うに当たっては、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しないようにするとともに、コスト管理を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国家公務員給与等実態調査（人事院）</li> <li>② 職種別民間給与実態調査（人事院）</li> <li>③ 民間企業の勤務条件制度等調査（人事院）</li> <li>④ 国家公務員退職手当実態調査（総務省）</li> <li>⑤ 地方公務員給与実態調査（総務省）</li> <li>⑥ 公害苦情調査（総務省）</li> <li>⑦ 雇用動向調査（厚生労働省）</li> <li>⑧ 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）</li> <li>⑨ 商業統計調査（経済産業省）</li> <li>⑩ <u>旅客自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）</u></li> </ul>	<p><b>2 受託製表に関する事項</b></p> <p>(1) 次に掲げる統計調査等について、国の行政機関からの委託を受けて委託者が明示する基準に基づき製表業務を <u>迅速かつ的確に</u> 行うほか、総務省が国勢調査等の集計の一環として指定する地方別集計、人事院及び財務省による家計調査の特別集計、人事院による全国消費実態調査の特別集計について、地方公共団体並びに人事院及び財務省の委託を受けて委託者が明示する基準に基づきこれらに係る製表業務を <u>迅速かつ的確に</u> 行う。受託製表を行うに当たっては、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しないようにするとともに、コスト管理を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国家公務員給与等実態調査（人事院）</li> <li>② 職種別民間給与実態調査（人事院）</li> <li>③ 民間企業の勤務条件制度等調査（人事院）</li> <li>④ 国家公務員退職手当実態調査（総務省）</li> <li>⑤ 地方公務員給与実態調査（総務省）</li> <li>⑥ 公害苦情調査（総務省）</li> <li>⑦ 雇用動向調査（厚生労働省）</li> <li>⑧ 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）</li> <li>⑨ 商業統計調査（経済産業省）</li> </ul>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ 貨物自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）</li> <li>⑫ 内航船舶輸送統計調査（国土交通省）</li> <li>⑬ 船員労働統計調査（国土交通省）</li> <li>⑭ 建設工事統計調査（国土交通省）</li> <li>⑮ 建築着工統計調査（国土交通省）</li> <li>⑯ 建築物滅失統計調査（国土交通省）</li> <li>⑰ <u>住宅用地完成面積調査（国土交通省）</u></li> <li>⑱ 建設総合統計（国土交通省）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 貨物自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）</li> <li>⑪ 内航船舶輸送統計調査（国土交通省）</li> <li>⑫ 船員労働統計調査（国土交通省）</li> <li>⑬ 建設工事統計調査（国土交通省）</li> <li>⑭ 建築着工統計調査（国土交通省）</li> <li>⑮ 建築物滅失統計調査（国土交通省）</li> <li>⑯ 建設総合統計（国土交通省）</li> </ul>	
<p>(2) 上記(1)の受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を行う。なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底する。</p>	<p>(2) 上記(1)の受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を <u>迅速かつ的確に</u> 行う。<u>平成25年度から平成29年度までにおける受託件数については、平成20年度から平成24年度までの実績以上を目指す。</u>なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底する。</p>	<p>次期中期目標期間においては、受託製表業務の目的やコストを更に考慮した上で、実施方針や具体的な目標を中期目標等に明記し、これを実施するものとする。</p>
<p>(3) <u>平成21年度に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されることを踏まえ、同法第37条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第34条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成21年度から開始することを視野に、必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該統計の作成等を適切に行う。</u></p>	<p>(3) <u>統計法（平成19年法律第53号）第37条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第34条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、適切に行う。平成25年度から平成29年度までにおける収入総額については、広報活動による周知・普及促進の取組などサービス提供の拡大に努めることにより、3(3)による匿名データの提供による収入との合計額を平成24年度までの実績に対し5年間換算で20%の増加となることを目指す。</u></p>	<p>オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用サービスについては、各府省から事務を受託し実施していることを考慮した上で、今後のサービス提供数や手数料収入等の具体的な目</p>

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
		<p>標を設定するとともに、広報活動による周知・普及促進の取組などサービス提供の拡大に努め、自己収入の拡大に向けた取組を実施するものとする。</p>
<p><b>3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項</b></p> <p>(1) 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成20年度から政府統計共同利用システムの運用管理を行う。</p>	<p><b>3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項</b></p> <p>(1) 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、<u>政府統計共同利用システムの運用管理を適切に行い、統計GIS(地理情報システム)等を始めとする統計データの提供を確実に行う。政府統計共同利用システムの国民向けサービスについては、保守作業等(庁舎停電等の外部要因を含む。)による計画停止時間を除き、システム稼働率99.75%以上を目標とする。また、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に鑑み、GISによる情報提供の更なる向上を始めとする情報通信技術の進展に対応した統計提供機能の強化の検討・開発を行う。</u></p> <p><u>その際、各種統計調査のデータ提供におけるニーズ把握を実施する。</u></p>	<p>平成25年1月から運用開始した新政府統計共同利用システムの目標について、国民向けサービスを提供している他のシステムの目標稼働率や旧政府統計共同利用システムの実績稼働率等も勘案した上で、旧システムよりも高い目標稼働率を設定するものとする。</p>
<p>(2) 統計法第27条に基づく事業所母集団データベースの整備について、総務省が定める基準に基づき事務を進める。</p>	<p>(2) 統計法第27条に基づく事業所母集団データベースのシステム及び掲載情報の整備及び運用管理について、総務省が定</p>	

第 2 期中期計画	第 3 期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
	<p><u>める基準に基づき適切に事務を進める。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)における指摘を踏まえ、機能の追加や整備情報の拡大を図るために必要な準備を行い、準備が整い次第、同機能及び情報の運用を適切に行う。</u></p>	
<p>(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、<u>平成 21 年度に統計法が全面施行されることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該匿名データの提供を適切に行う。</u></p>	<p>(3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、<u>統計法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、適切に行う。平成 25 年度から平成 29 年度までにおける収入総額については、2（3）に掲げる目標の達成を目指す。</u></p> <p><u>さらに、匿名データの提供に当たっては、匿名データの利用促進のため、学界等と密接な連携を行う。</u></p>	
<p>(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2（3）による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記（3）による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、<u>平成 21 年度に同法が全面施行されることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、同法施行後は、統計データアーカイブを適切に運営する。</u></p>	<p>(4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2（3）による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記（3）による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、<u>国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを適切に運営する。</u></p>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p>(5) 地域メッシュ統計、社会生活統計指標、<u>推計人口</u>等の加工統計の作成 <u>を始めとする</u> 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて事務を実施する。</p>	<p>(5) 地域メッシュ統計、社会生活統計指標、<u>人口推計</u>、<u>産業連関表</u>等の加工統計の作成 <u>その他総務省が定める</u> 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて <u>適切に</u> 事務を実施する。</p>	
<p><b>4 技術の研究に関する事項</b></p> <p><u>(1) 上記1から3までに掲げる業務に必要な技術について、次の①及び②の研究に重点的に取り組む。また、研究成果を業務運営に十分に活用し、調査環境の変化や統計利用者のニーズの多様化に的確に対応する。</u></p> <p>① オートコーディングシステムの研究  <u>調査票の記入内容の統計分類符号への格付を自動的に行うオートコーディングシステムの研究を行う。</u>  <u>特に、次に掲げる符号格付業務に研究成果を実際に適用するとともに、その適用に当たっては、格付率等の定量的な目標を年度計画で明らかにしつつ、業務の効率化と品質の維持向上を図る。</u></p>	<p><b>4 研究に関する事項</b></p> <p><u>製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質の向上に資するため、オートコーディングシステムの研究、未回答事項の機械的な補完方法等の研究に重点化するとともに、統計ニーズの多様化への対応などに資するため、統計データの提供に関する研究等の必要な研究に積極的に取り組む。また、その研究成果を業務運営に十分に活用する。</u></p> <p><u>さらに、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な研究の遂行を図る。</u></p> <p><u>なお、研究に当たっては、必要に応じて国内外の大学や統計研修所を始めとする官民の研究所、国際機関、諸外国の統計機関等の外部の機関との間で技術協力や連携も併せて実施する。</u></p> <p><u>主な研究事項は以下のとおり。</u></p> <p>(1) オートコーディングシステムの研究  <u>符号格付におけるオートコーディングシステムの機能向上等に資する研究を行う。また、OCR機による文字認識結果を用いた分類符号の格付支援について、実用化に向けた研究を行う。</u></p>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平成20年に調査実施が予定されている住宅・土地統計調査の市区町村コード付与</u></li> <li>・ <u>平成21年に調査実施が予定されている経済センサスの産業分類符号格付</u></li> <li>・ <u>平成23年に調査実施が予定されている社会生活基本調査の生活行動分類符号格付</u> また、次に掲げる符号格付業務についても実用化に向けた研究を推進する。</li> <li>・ <u>平成21年に調査実施が予定されている全国消費実態調査の収支項目分類符号格付</u></li> <li>・ <u>平成22年に調査実施が予定されている国勢調査の産業分類、職業分類符号格付</u></li> <li>・ <u>平成24年に調査実施が予定されている就業構造基本調査の産業分類、職業分類符号格付</u></li> </ul> <p>② <u>データエディティングに関する研究</u> <u>データエディティングにおける調査票の未回答事項に対する機械的な補完方法等の研究、検証を行う。</u> <u>特に、国勢調査等の製表に研究成果、検証結果を実際に適用することとし、業務の効率化と品質の維持向上を図る。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の研究に当たっては、国際的な動向等に関する情報収集や、必要に応じて国内外の大学や官民の研究所、国</u></p>	<p>(2) <u>データエディティングに関する研究</u> <u>調査環境悪化に伴う記入状況不備等に対応するため、データエディティングに関する研究、検証を行う。</u> <u>このうち、未回答事項の機械的な補完に関するものについては、各研究・開発過程における補完率及び実用化の目標時期を毎年度の年度計画において設定する。また、実用化後においては、研究成果、検証結果に見合った目標を年度計画で明らかにする。</u></p>	<p>データエディティング（未回答事項の機械的な補完に係るもの）については、次期中期目標期間においては各研究・開発過程における補完率や実用化の時期などを目標として設定するとともに、実用化後においても研究成果に見合った目標を設定するものとする。</p>

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p><u>際機関、諸外国の統計機関等の外部の機関との間で技術協力や連携も併せて実施する。</u></p>	<p>(3) <u>統計データの提供に関する研究</u>  <u>上記3（1）に掲げる GIS による情報提供の更なる向上を始めとする統計情報の提供方法の強化に関する研究を行う。</u>  <u>また、公的統計のマイクロデータの利用の促進を図るため、マイクロデータを用いた実証研究や大学・高等学校等の授業における利用を想定し、集計表を基に作成した擬似的なマイクロデータの作成及び提供に関する研究を行う。</u></p>	
	<p><b>5 統計活動に関する国際協力</b>  <u>国際機関及び各国における統計活動への協力の一環として、国際的な動向等に関する情報収集、国際会議等への職員派遣、発展途上国等への技術協力、諸外国への統計データ提供環境の整備等に統計局・統計研修所と連携して、引き続き取り組む。</u></p>	
<p><b>5 その他</b>  上記1から4までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保や秘密の保護のために必要な措置を講じる。</p>	<p><b>6 その他</b>  上記1から5までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保、秘密の保護、<u>統計の品質管理等</u>のために必要な措置を講じる。</p>	
<p>第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別添1のとおり</p>	<p>第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別添1のとおり。</p>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
	<p><u>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。</u></p>	<p>毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>
<p><b>第4 短期借入金の限度額</b> 各年度の運営費交付金等の交付期日にずれが生じることが想定されるため、短期借入金を借りることができるものとし、その限度額を <u>24</u>億円とする。</p>	<p><b>第4 短期借入金の限度額</b> 各年度の運営費交付金等の交付期日にずれが生じることが想定されるため、短期借入金を借りることができるものとし、その限度額を <u>20</u>億円とする。</p>	
<p><b>第5 重要な財産の処分等に関する計画</b> 該当なし</p>	<p><b>第5 重要な財産の処分等に関する計画</b> 該当なし</p>	
<p><b>第6 剰余金の使途</b> 決算において剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報通信機器その他情報システムの整備</li> <li>2 人材育成、能力開発</li> <li>3 職場環境の改善</li> <li>4 <u>広報、成果の発表</u></li> </ol>	<p><b>第6 剰余金の使途</b> 決算において剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報通信機器その他情報システムの整備</li> <li>2 人材育成、能力開発</li> <li>3 職場環境の改善</li> <li>4 <u>成果の公表を含む広報</u></li> <li>5 <u>研究開発</u></li> </ol>	
<p><b>第7 その他の業務運営に関する事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設及び設備に関する計画 該当なし</li> <li>2 人事に関する計画</li> </ol>	<p><b>第7 その他の業務運営に関する事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設及び設備に関する計画 該当なし</li> <li>2 人事に関する計画</li> </ol>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p>別添2のとおり</p> <p>3 積立金の処分に関する計画 該当なし</p>	<p>別添2のとおり</p> <p>3 積立金の処分に関する計画 該当なし</p>	
<p>4 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) <u>就業規則の整備等</u>  <u>役職員の非公務員化に向けて、就業規則の整備等の必要な準備を進める。</u></p>	<p>4 その他業務運営に関する事項</p>	
<p>(4) <u>コンプライアンスの徹底</u></p> <p>業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、コンプライアンスを徹底する。  このため、コンプライアンスに対する意識の醸成に向けた研修を実施する <u>とともに、必要に応じて監査を行う。</u></p>	<p>(1) <u>内部統制の充実・強化</u></p> <p>① <u>法令等を遵守しつつ業務を行い、統計センターの使命を有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）等を踏まえ、特に次を実施することにより、内部統制の充実・強化を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備</u></li> <li>・ <u>外部監査を含む所要の監査等のモニタリングの実施の徹底</u></li> </ul> <p>② 業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、コンプライアンスを徹底する。  このため、コンプライアンスに対する意識の醸成に向けた研修を実施する。</p>	<p>内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものと</p>

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p>(2) 情報セキュリティ対策及び危機管理の徹底</p> <p>①情報セキュリティ対策の徹底</p> <p>調査票情報、公表前情報その他の保有する情報を保全し、業務の確実な実施を確保する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1回以上、全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施</li> <li>「独立行政法人統計センター情報セキュリティポリシー」の内容に対する全職員の理解度について、定量的な目標を毎年度設定し、職員の情報セキュリティに関する理解を促進</li> <li>平成19年度に認証取得したI SMS (ISO(JISQ)27001)に基づくマネジメントシステム <u>を的確に運用しつつ、I SMSの適用範囲を拡大</u></li> </ul> <p>等の更なる情報セキュリティ対策を講じ、情報セキュリティに関する事故の発生を未然に防止し、情報管理の徹底を図る。</p> <p>②危機管理の徹底</p> <p>危機管理体制の点検を毎年度実施し、災害や緊急事態に即</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策及び危機管理の徹底</p> <p>①情報セキュリティ対策の徹底</p> <p>調査票情報、公表前情報その他の保有する情報を保全し、業務の確実な実施を確保する観点から、<u>政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1回以上、全職員 <u>(新規採用者、異動者、期間業務職員及び派遣職員を含む。)</u> を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施</li> <li>「独立行政法人統計センター情報セキュリティポリシー」の内容に対する全職員の理解度について、定量的な目標を毎年度設定し、職員の情報セキュリティに関する理解を促進</li> <li><u>民間委託に当たっては、「独立行政法人統計センター情報セキュリティポリシー」等を踏まえた対策をとることを仕様書等で明確化</u></li> <li>平成19年度に認証取得したI SMS (ISO(JISQ)27001)に基づくマネジメントシステム <u>の的確な運用</u></li> </ul> <p>等の更なる情報セキュリティ対策を講じ、<u>外部からの不正アクセス、サイバー攻撃、コンピュータウイルス侵入を始めとする</u>情報セキュリティに関する事故の発生を未然に防止し、情報管理の徹底を図る。</p> <p>②危機管理の徹底</p> <p>危機管理体制の点検を毎年度実施し、災害や緊急事態に即</p>	<p>する。</p>

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項																														
<p>応できるような体制を保持するなどの危機管理を徹底する。</p>	<p>応できるような体制を保持するなどの危機管理を徹底する。</p>																															
<p>(3) 環境への配慮 環境保全の観点から、環境への負荷の低減に資する製品の使用を推進するなど環境に与える影響に配慮した適切な対応を図る。</p>	<p>(3) 環境への配慮 環境保全の観点から、環境への負荷の低減に資する製品の使用を推進するなど環境に与える影響に配慮した適切な対応を図る。</p>																															
<p>(5) 職員の安全・健康管理 職員の健康の維持・増進を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の法令を遵守し、職員の定期健康診断や産業医による職場巡視、衛生委員会の開催等を確実に実施する。また、職員の安全管理に関し必要な措置を講じる。</p>	<p>(4) 職員の安全・健康管理 職員の健康の維持・増進を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の法令を遵守し、職員の定期健康診断や産業医による職場巡視、衛生委員会の開催等を確実に実施する。また、職員の安全管理に関し必要な措置を講じる。</p>																															
<p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;"><b>中期計画予算</b> 平成20年度～平成24年度</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 別</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  運営費交付金収入</td> <td style="text-align: right;">48,058</td> </tr> <tr> <td>  受託製表収入</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>  政府統計共同利用システム利用料収入</td> <td style="text-align: right;">3,985</td> </tr> <tr> <td>  その他の収入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">52,057</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	金 額	収入		運営費交付金収入	48,058	受託製表収入	14	政府統計共同利用システム利用料収入	3,985	その他の収入	0	計	52,057	<p style="text-align: right;">別添1</p> <p style="text-align: center;"><b>中期計画予算</b> 平成25年度～平成29年度</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 別</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  運営費交付金収入</td> <td style="text-align: right;">41,339</td> </tr> <tr> <td>  受託製表収入</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> <tr> <td>  政府統計共同利用システム利用料収入</td> <td style="text-align: right;">3,408</td> </tr> <tr> <td>  統計作成支援事業収入</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> <tr> <td>  その他の収入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">44,941</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	金 額	収入		運営費交付金収入	41,339	受託製表収入	97	政府統計共同利用システム利用料収入	3,408	統計作成支援事業収入	97	その他の収入	0	計	44,941	
区 別	金 額																															
収入																																
運営費交付金収入	48,058																															
受託製表収入	14																															
政府統計共同利用システム利用料収入	3,985																															
その他の収入	0																															
計	52,057																															
区 別	金 額																															
収入																																
運営費交付金収入	41,339																															
受託製表収入	97																															
政府統計共同利用システム利用料収入	3,408																															
統計作成支援事業収入	97																															
その他の収入	0																															
計	44,941																															

第2期中期計画		第3期中期計画（案）		「勧告の方向性」指摘事項
支出		支出		
業務経費	12,367	業務経費	9,555	
経常統計調査等に係る経費	4,694	経常統計調査等に係る経費	5,083	
周期統計調査に係る経費	3,688	周期統計調査に係る経費	4,472	
政府統計共同利用システム運用管理経費	3,985	政府統計共同利用システム運用管理経費	3,408	
		統計作成支援事業に係る経費	76	
受託製表経費	14	受託製表経費	57	
一般管理費	1,688	一般管理費	1,330	
人件費	37,988	人件費	30,515	
計	52,057	計	44,941	
		<p>[注] 総務大臣からの中期目標等による指示に基づき新たに対応が必要となる業務に係る人件費については、上記の人件費に含まれず、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>		
【人件費の見積り】		【人件費の見積り】		
期間中 <u>28,793</u> 百万円を支出する。		期間中 <u>24,676</u> 百万円を支出する。		
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。		ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 <u>また、新たに対応が必要となる業務に係る人件費は上記の額に含まれない。</u>		
【運営費交付金の算定ルール】		【運営費交付金の算定ルール】		
運営費交付金 =		運営費交付金 =		
人件費 + <u>業務経費（経常統計調査等に係る経費 + 周期統計調査に係る経費）</u> + 一般管理費		人件費 + <u>業務経費</u> + 一般管理費 - <u>自己収入（人件費相当分）</u>		

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p>(注) <u>自己収入については、運営費交付金額から当該収入の見積り額を控除するものとする。</u></p> <p>人件費 = 前年度予算額×給与改定率+特殊要因(退職手当等)</p> <p>(注1) 給与改定率は、運営状況、国家公務員の給与等を勘案し決定する。</p> <p>(注2) 当該年度要求額には、常勤職員数の効率化減員分を反映する。</p> <p>業務経費 = 経常統計調査等に係る経費+周期統計調査に係る経費</p> <p>経常統計調査等に係る経費 = 前年度予算額×政策係数(α)×効率化係数(β)×消費者物価指数(CPI)(γ)</p> <p>周期統計調査に係る経費については、各年度必要な額を見積り、計上する。</p> <p>一般管理費 = 前年度予算額×効率化係数(β)×消費者物価指数(CPI)(γ)</p>	<p>人件費 = 前年度予算額×給与改定率+特殊要因(退職手当等)</p> <p>(注1) 給与改定率は、運営状況、国家公務員の給与等を勘案し決定する。</p> <p>(注2) 当該年度要求額には、常勤職員数の効率化減員分を反映する。</p> <p>業務経費 = 経常統計調査等に係る経費+周期統計調査に係る経費</p> <p>経常統計調査等に係る経費 = 前年度予算額 <u>(「所要額計上経費」を除く。)</u> ×政策係数(α)×効率化係数(β)×消費者物価指数(CPI)(γ)<u>+当年度の所要額計上経費</u></p> <p>周期統計調査に係る経費については、各年度必要な額を見積り、計上する。</p> <p>一般管理費 = 前年度予算額 <u>(「所要額計上経費」を除く。)</u> ×効率化係数(β)×消費者物価指数(CPI)(γ)<u>+当年度の所要額計上経費</u></p> <p><u>自己収入(人件費相当分)については、過去実績等を勘案し、当年度に想定される受託製表収入及び統計作成支援事業収入の見込額のうち人件費相当分を計上</u></p>	

第2期中期計画	第3期中期計画(案)	「勧告の方向性」指摘事項																														
<p>予算額計算の前提条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間中の効率化係数(<math>\beta</math>)を0.968と見込む</li> <li>2 期間中の消費者物価指数(<math>\gamma</math>)を1.00と見込む</li> </ol> <p>なお、政策係数(<math>\alpha</math>)については、予算編成過程において、各年度における新たな行政ニーズ等を踏まえて設定する(計画値は1.00)</p> <p>注：第2中の「2 受託製表に関する事項」(1)に掲げる統計調査の製表に係る経費は、運営費交付金で措置されているため、本表における受託製表収入には含めていない。</p>	<p>予算額計算の前提条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間中の効率化係数(<math>\beta</math>)を0.968と見込む</li> <li>2 期間中の消費者物価指数(<math>\gamma</math>)を1.00と見込む</li> </ol> <p>なお、政策係数(<math>\alpha</math>)については、予算編成過程において、各年度における新たな行政ニーズ等を踏まえて設定する(計画値は1.00)。</p> <p><u>また、「所要額計上経費」とは、電子計算機借料、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング推進等経費等とする。</u></p> <p>注：第2中の「2 受託製表に関する事項」(1)に掲げる統計調査の製表に係る経費は、運営費交付金で措置されているため、本表における受託製表収入には含めていない。</p>																															
<p style="text-align: center;"><b>収支計画</b></p> <p style="text-align: center;">平成 20年度～平成 24年度</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 別</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td> <td style="text-align: right;">52,026</td> </tr> <tr> <td>  経常費用</td> <td style="text-align: right;">51,818</td> </tr> <tr> <td>    製表業務費</td> <td style="text-align: right;">41,360</td> </tr> <tr> <td>    政府統計共同利用システム運用管理費</td> <td style="text-align: right;">1,930</td> </tr> <tr> <td>    受託製表業務費</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>  一般管理費</td> <td style="text-align: right;">3,205</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	金 額	費用の部	52,026	経常費用	51,818	製表業務費	41,360	政府統計共同利用システム運用管理費	1,930	受託製表業務費	14	一般管理費	3,205	<p style="text-align: center;"><b>収支計画</b></p> <p style="text-align: center;">平成 25年度～平成 29年度</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 別</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td> <td style="text-align: right;"><u>44,941</u></td> </tr> <tr> <td>  経常費用</td> <td style="text-align: right;"><u>44,812</u></td> </tr> <tr> <td>    製表業務費</td> <td style="text-align: right;"><u>36,144</u></td> </tr> <tr> <td>    政府統計共同利用システム運用管理費</td> <td style="text-align: right;"><u>2,253</u></td> </tr> <tr> <td>    受託製表業務費</td> <td style="text-align: right;"><u>97</u></td> </tr> <tr> <td>    統計作成支援事業収入</td> <td style="text-align: right;"><u>97</u></td> </tr> <tr> <td>  一般管理費</td> <td style="text-align: right;"><u>3,401</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	金 額	費用の部	<u>44,941</u>	経常費用	<u>44,812</u>	製表業務費	<u>36,144</u>	政府統計共同利用システム運用管理費	<u>2,253</u>	受託製表業務費	<u>97</u>	統計作成支援事業収入	<u>97</u>	一般管理費	<u>3,401</u>	
区 別	金 額																															
費用の部	52,026																															
経常費用	51,818																															
製表業務費	41,360																															
政府統計共同利用システム運用管理費	1,930																															
受託製表業務費	14																															
一般管理費	3,205																															
区 別	金 額																															
費用の部	<u>44,941</u>																															
経常費用	<u>44,812</u>																															
製表業務費	<u>36,144</u>																															
政府統計共同利用システム運用管理費	<u>2,253</u>																															
受託製表業務費	<u>97</u>																															
統計作成支援事業収入	<u>97</u>																															
一般管理費	<u>3,401</u>																															

第2期中期計画		第3期中期計画(案)		「勧告の方向性」指摘事項
減価償却費	5,309	減価償却費	<u>2,820</u>	
財務費用	208	財務費用	<u>129</u>	
収益の部	52,026	収益の部	<u>44,941</u>	
運営費交付金収益	47,622	運営費交付金収益	<u>41,069</u>	
受託製表収入	14	受託製表収入	<u>97</u>	
政府統計共同利用システム利用料収入	3,985	政府統計共同利用システム利用料収入	<u>3,408</u>	
<u>統計作成支援事業収入</u>		<u>統計作成支援事業収入</u>	<u>97</u>	
資産見返負債戻入	405	資産見返負債戻入	<u>270</u>	
資産見返運営費交付金戻入	404	資産見返運営費交付金戻入	<u>270</u>	
資産見返物品受贈額戻入	1	資産見返物品受贈額戻入	<u>0</u>	
その他収入	0	その他収入	<u>0</u>	
財務収益	0	財務収益	<u>0</u>	
純利益	0	純利益	<u>0</u>	
目的積立金取崩額	-	目的積立金取崩額	<u>0</u>	
総利益	0	総利益	<u>0</u>	
注：当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものとしている。		注：当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものとしている。		

第2期中期計画		第3期中期計画（案）		「勧告の方向性」指摘事項
<p align="center"><b>資金計画</b> 平成20年度～平成24年度 (単位:百万円)</p>		<p align="center"><b>資金計画</b> 平成25年度～平成29年度 (単位:百万円)</p>		
区 別	金 額	区 別	金 額	
資金支出	<u>52,057</u>	資金支出	<u>44,941</u>	
業務活動による支出	<u>46,717</u>	業務活動による支出	<u>42,121</u>	
投資活動による支出	<u>436</u>	投資活動による支出	<u>381</u>	
財務活動による支出	<u>4,904</u>	財務活動による支出	<u>2,439</u>	
資金収入	<u>52,057</u>	資金収入	<u>44,941</u>	
業務活動による収入	<u>52,057</u>	業務活動による収入	<u>44,941</u>	
運営費交付金による収入	<u>48,058</u>	運営費交付金による収入	<u>41,339</u>	
政府統計共同利用システム利用料収入	<u>3,985</u>	政府統計共同利用システム利用料収入	<u>3,408</u>	
受託製表収入	<u>14</u>	受託製表収入	<u>97</u>	
その他収入	<u>0</u>	その他収入	<u>0</u>	
投資活動による収入	<u>0</u>	投資活動による収入	<u>0</u>	
財務活動による収入	<u>0</u>	財務活動による収入	<u>0</u>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;"><b>人事に関する計画</b></p> <p>1 方針</p> <p>(1) <u>人材確保</u>  <u>職員の非公務員化に向け、公募による競争試験を原則とした採用制度を整備し、統計や情報処理等に関する専門的基礎知識を備えた人材を確保する。</u></p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;"><b>人事に関する計画</b></p> <p>1 方針</p>	
<p>(2) <u>新たな雇用制度の整備</u>  <u>職員の非公務員化に向け、次の制度導入に向けた準備を進める。</u></p> <p>① <u>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく定年退職者再雇用制度</u></p> <p>② <u>大学や民間研究機関等の統計や情報技術の専門的知見を有する即戦力となる人材を雇用するための任期付雇用制度</u></p>		
	<p>(1) <u>新たに対応が必要となる業務</u>  <u>総務大臣からの中期目標等による指示に基づき新たに対応が必要となる業務に必要な人員を確保する。</u></p>	
<p>(3) <u>人材育成</u>  <u>国等の統計関係部門との人事交流や研修等による能力開発により、職員の資質の向上を図る。</u></p>	<p>(2) <u>人材育成</u>  <u>国等の統計関係部門との人事交流や研修等による能力開発により、職員の資質の向上を図る。</u></p>	

第2期中期計画	第3期中期計画（案）	「勧告の方向性」指摘事項
<p>(4) 人事評価制度 目標管理の導入等により適正な人事評価を行う。</p>	<p>(3) 人事評価制度 目標管理の導入等により適正な人事評価を行う。</p>	
<p><b>2 人員に係る指標</b> 当該中期目標の期間中、民間開放等による外部リソースの活用、業務プロセスの見直し等を行うことにより、常勤職員数の計画的な合理化減を行い、常勤職員数を抑制する。</p> <p>(参考1) 常勤職員数の状況 期末（平成24年度末）の常勤職員数を前期末（平成19年度末）の94%以下とする。 なお、常勤役員数については3人である。 (1) 前期末の常勤職員数 890人 (2) 期末の常勤職員数の見込み 831人(上記(1)の93.4%)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 28,793百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p><b>2 人員に係る指標</b> 外部リソースや情報通信技術の活用等を行うことにより、常勤職員数の計画的な合理化減を行い、常勤職員数を抑制する。</p> <p>(参考1) 常勤職員数の状況 総務大臣からの中期目標等による指示に基づき新たに対応が必要となる業務に係る人員を除き、期末（平成29年度末）の常勤職員数を前期末（平成24年度末）831人の8割以下とする。なお、新たに対応が必要となる業務に係る人員を含めた期末の常勤職員数は前期末からの純減を図る。</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 24,676百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 また、総務大臣からの中期目標等による指示に基づき新たに対応が必要となる業務に係る人件費は上記の額に含まれない。</p>	